

沿岸広域振興局長告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和8年9月8日

沿岸広域振興局長 村上 聡

- 1（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 水海大渡線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市大字釜石第7地割59番4地先から59番15地先まで	新	m 11.0～7.6	m 9.5
	旧	8.5～7.6	9.5

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部
 - イ 期間 令和8年9月8日から同年10月7日まで

- 2（1）道路の種類 県道
- （2）路線名 桜峠平田線
- （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市大字平田第6地割87番6地先から95番162地先まで	新	m 34.7～10.5	m 180.7
	旧	26.8～5.6	180.7

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部
 - イ 期間 令和8年9月8日から同年10月7日まで